

平成18年度ひとり親家庭等医療に係る一部負担金等に対する市町村の拡大状況

18.4.1現在

負担状況	1割	初	初年齢	親通院	上限	市町村名	1割	初	初年齢	親通院	上限	市町村名	1割	初	初年齢	親通院	上限	市町村名	1割	初	初年齢	親通院	上限	市町村名	1割	初	初年齢	親通院	上限
拡大市町村	20	43	19	36	6	石狩支庁	0	0	0	0	0	空知支庁	1	2	1	1	0	宗谷支庁	0	0	0	1	0	日高支庁	0	2	0	1	0
						当別						南幌						猿払						日高					
						新篠津						奈井江						浜頓別						平取					
												上砂川				○*7		中頓別						新冠					
												由仁						枝幸						浦河		○		○*15	
道補助基準と同じ	160	137	161	144	174	渡島支庁	1	2	1	2	0	長沼						豊富						様似					
						松前						栗山						礼文						えりも					
						福島						月形						利尻						新ひだか		○			
						知内						涌白		○	12歳年度末			利尻富士				○							
市町村名	1割	初	初年齢	親通院	月額上限	不古内						新十津川	○*20	○															
札幌			*4		○*1	七飯	○	○		○		妹背牛						網走支庁	3	6	3	10	2	十勝支庁	3	11	1	2	0
函館						鹿部						秩父別						美幌	○*13	○		○	○*14	音更		○		○*16	
小樽				○*2		森						雨竜						津別			就学前	○*13		士幌		○			
旭川	○*20	○				八雲						北竜						斜里		○				上士幌		○			
室蘭						長万部		○	4	○		沼田						清里		○				鹿追	○*13				
釧路		○										幌加内						清水		○				新得					
帯広		○		○*3														訓子府			4			清水					
北見			4			槽山支庁	2	0	0	0	0							戸			4			芽室		○			
夕張						江差						上川支庁	4	6	2	4	0	置戸											
岩見沢		○	就学前			上ノ国						鷹栖	○	○		○*7		佐呂間				○		中札内		○			
網走		○				厚沢部	○					東神楽						遠軽		○		○		更別		○		12歳年度末	
留萌						乙部						当麻	○			○*9		上湧別				○		大樹	○*18	○*18			
苫小牧			4	○		奥尻						比布		○				湧別				○		広尾				○	
稚内				○	○*5	今金						愛別						滝上						幕別		○*19			
美唄						せたな	○					上川		○		○*10		興部				○		池田		○			
芦別												東川			*11			西興部	○					豊頃		○			
江別												美瑛			*12			雄武				○		本別		○			
赤平												上富良野		○				大空	○*13	○			○*14	足寄					
紋別			就学前			後志支庁	3	3	2	3	1	島牧																	
紋別		○*17				寿都						中富良野												浦幌					
名寄						黒松内		○	16	○		占冠	○	○				胆振支庁	0	1	3	1	0						
二子						蘭越			4		○*8	和寒	○					豊浦											
根室						ニセコ						剣淵						壮瞥						釧路支庁	1	2	0	1	0
千歳						真狩						下川						白老		○	住民税非課税のみ								
滝川						留寿都	○					美深						厚真			*6 *11	○		厚岸					
砂川						喜茂別						音威子府						洞爺湖				4		浜中					
歌志内						京極						中川		○				安平						標茶				○	
深川						俱知安												むかわ						弟子屈					
富良野		○				共和																	鶴居		○				
登別						岩内						留萌支庁	0	0	0	0	0							白糠		○			
恵庭				○		泊	○	○		○		増毛																	
伊達						神恵内		○		○		小平																	
北広島						積丹						古平																	
石狩			*4			古平						羽幌																	
北斗	○	○		○*7		仁木						初山別																	
						糸市						遠別																	
市計	2	8	6	7	2	赤井川	○					大塚																	
合計	20	43	19	36	6							幌延																	

1. ○：市町村が1割自己負担分、初診時一部負担金を全額負担（「1割」「初」とともに○～全対象者自己負担なし）
2. 初年齢；4は初診時一部負担金の対象年齢が4歳未満（*4～4歳未満、入院は就学前*6～6歳未満、5歳児は入院のみ）
3. *1～1医療機関当たりの月額限度額3,000円
4. *2～市民税非課税世帯対象、自己負担1割、上限なし
5. *3～歯科除く
6. *5～月額上限入院24,600円、通院8,000円
7. *7～父は除く（標津～釧根管内のみ）
8. *8～入院に限り 1/3助成
9. *9～18.9.30まで非課税世帯～1割まで本人負担、課税世帯～2割まで本人負担
10. *10～課税世帯1割、非課税世帯2割償還払い

11. *11～一定所得以下の課税世帯も初診時一部負担金のみ
12. *12～4歳未満、均等割のみ世帯も初診時一部負担金のみ
13. *13～1割の自己負担1/2助成
14. *14～月額上限入院20,100円、通院6,000円
15. *15～月5,000円を超えた通院費を助成
16. *16～1割自己負担
17. *17～合併日（H17.9.1）以前に朝日町に住んでいた受給者対象（H20.3.31）
18. *18～H18.8以降廃止
19. *19～旧忠類村の3歳未満及び非課税世帯に属する3歳以上につきH18.9診療分まで助成
20. *20～旭川、新十津川；1割負担の初診時一部負担金相当額助成